

【別記 2－2】

宮崎県知事 殿

同 意 書

私が宮崎県造林素材生産事業協同組合から「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」に基づき、認定を受けている期間中に、市町村から、森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定^(注 1)に違反したことに關する指導を受けた場合は、森林法第 191 条の 2^(注 2)に基づき市町村から貴県に提供された指導に關する情報について、貴県から宮崎県造林素材生産事業協同組合に提供することに同意します。

令和 年 月 日

事業者所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

印

団体認定番号：

(注 1) 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齡、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。

(注 2) 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。